くらしの相談所

【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

店舗でのアクセサリー、貴金属の買い取りトラブルに注意

相談事例

指輪の査定をしてもらうため、買い取り業者の店舗に行きました。査定額に納得できませんでしたが、その場で断ることができず、売却してしまいました。売ったことを後悔しているので、契約を取り消すことはできませんか。

アドバイス

▼査定を受けたからといって、その場で買い取りに応じる必要はありません。納得できない場合は、きっぱり断りましょう
▼売却する前に買い取り価格や売却する品物を確認し、納得してから契約しましょう
▼店舗での買い取りは、事業者が自宅に来て買い取る「訪問購入」とは異なり、クーリングオフの対象になりません

市民生活相談・消費生活相談 ID1000622

市民相談センター・消費生活センター(ヨリネスしばた1階)では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く9:00～16:00(受付は15:30まで)

司法書士による無料相談 要予約 ID1026284

相談は1人30分まで、年度に1回限りです。
とき＝12月3日㈭13:30～16:30
ところ＝消費生活センター(ヨリネスしばた1階)
予約先＝同センター(☎28-9110)
※12月2日㈬15:30までに予約してください